

議提第5号

小松島市議会情報公開条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年12月16日

小松島市議会議長 米崎賢治 殿

提出者	小松島市議会議員	広田 和三
	〃	杉本 勝
	〃	出口 憲二郎
	〃	池淵 彰
	〃	南部 透
	〃	四宮 祐司

小松島市議会情報公開条例の一部を改正する条例

小松島市議会情報公開条例（平成12年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議長」を「議会」に改める。

第9条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に改め、同号アからウまで次のように改める。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(氏名にあっては、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

第10条及び第11条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第12条第1項及び第2項中「非開示」を「不開示」に改め、同条第3項中「非開示」を「不開示」に、「60日」を「44日」に改め、同条第4項中

「非開示」を「不開示」に改める。

第13条の見出し中「非開示」を「不開示」に改め、同条第1項中「60日」を「44日」に、「非開示」を「不開示」に改める。

第14条第1項中「他の地方公共団体」を「独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人」に、「非開示」を「不開示」に改める。

第17条に次の1項を加える。

第18条第4項中「小松島市情報公開審査会」を「小松島市行政不服審査会」に改める。

- 2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条から第14条までの規定は、令和5年4月1日以後になされる開示請求に関する決定等から適用し、同日前になされた開示請求に関する決定等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第17条第2項の規定は、この条例の公布の日以後になされる審査請求から適用し、同日前になされた審査請求に関する手続については、なお従前の例による。